


所管部課	会計課	部長	並木 俊則		
件名	東大和市公金取扱金融機関等に関する規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関	青少年課			
1. 要旨					
<p>平成28年度から学童保育所延長育成料が歳入科目として新設されることに伴う規則の一部改正である。</p> <p>(1) 主な改正内容 第6条の2第3項中「学童保育所育成料」の次に「(延長育成料を含む。)」を加える。</p> <p>(2) 施行日 平成28年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 特になし</p>					
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)					
<ul style="list-style-type: none"> ・文書課にて事前審査済み 					
3. 留意事項 (問題点等)					
特になし					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
庁議付議後、起案処理により改正の事務手続きを進めたい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。